

3小監第549号
令和3年8月5日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市監査委員 伊 藤 二 三

小牧市監査委員 玉 井 宰

令和2年度小牧市資金不足比率審査意見について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
審査に付された令和2年度小牧市資金不足比率及び関係書類を審査した結
果、その意見は次のとおりである。

令和2年度小牧市資金不足比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の期間

令和3年7月9日から令和3年8月4日まで

(2) 審査の対象及び方法

この資金不足比率審査は、小牧市監査基準に準拠し、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
尾張都市計画事業小牧小松寺土地地区画整理事業特別会計	—	20.0
尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計	—	20.0
尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計	—	20.0
尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

注：「—」は、資金不足比率が算定されない（資金不足額がない）もの

(2) 個別意見

令和2年度の各会計における資金不足比率は、資金不足額がないため、特に問題はないと認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。